

大和郡山市管理施設(公民館) 電力供給

1. 入札件名	大和郡山市管理施設(公民館) 電力供給
2. 供給場所	大和郡山市南郡山町内他
3. 供給期間	供給開始: 令和6年6月1日 0時 供給終了: 令和9年5月31日 24時
4. 開札日時	令和6年4月1日 (月) 11:20
5. 開札場所	市庁舎 交流棟 交流ルーム2
6. 入札書の記載方法	夏季(7月・8月・9月)及びその他季節の電力量料金単価、基本料金単価を消費税抜きで提示してください。これらの単価及び年間予定使用電力量で算出された各施設の年間電力料金の合計額である入札額について、予定価格内で最低価格提示業者を落札者とします。
7. 入札書を交付する場所及び問合せ先	大和郡山市 中央公民館 大和郡山市南郡山町529-1 電話0743-53-5350 入札説明書等はHP上でダウンロードすること。
8. 仕様書の質問	(1)仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。なお質問のない場合には、「質問なし」と記入すること。 ア 提出期間 令和6年3月25日(月) 17時00分まで イ 提出場所 7に同じ ウ 提出先アドレス TYUO@city.yamatokoriya.lg.jp (2) (1)の回答については、下記URLで回答する。ただし質問なしの場合を除く。 https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/nyusatsu/r06/14468.html ア 回答期限 令和6年3月26日(火)
9. 入札参加資格	入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。 (1)電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。 (2)大和郡山市令和6・7年度物品購入・委託業務等に係る業者登録において、登録がなされている者であること。 (3)過去2年間に於いて官公庁所管施設への電力供給契約実績を複数件有する者であること。 (4)地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。 (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (6)事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。 (7)下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。 ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。 ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。 ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。 ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

<p>10. 入札参加資格の確認方法</p>	<p>この入札に参加を希望する者は、9に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、条件付一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)及び暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(以下「誓約書兼承諾書」という。)、及び下記①から③に記載される書類を提出しなければならない。 なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1)提出書類 ① 一般競争入札参加申請書 ② 一般電気事業者または特定規模電気事業者であることがわかる書類の写し ③ 過去二年間の電力供給契約実績表(官公庁対象)</p> <p>(2)提出期間 令和6年3月19日(火)から令和6年3月25日(月)17時00分まで</p> <p>(3)提出場所 7に同じ</p> <p>(4)提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については提出期間に必着のこと。</p> <p>(5)入札参加資格の確認 申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和3年4月9日までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を電子メールにより通知する。 ア 入札参加資格を有すると認められた者にあつては、入札参加資格がある旨 イ 入札参加資格を有しないと認められた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由</p> <p>(6)その他 ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。 イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。 ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p>
<p>11. 入札手続等</p>	<p>(1)入札保証金 免除 (2)契約保証金 免除 (3)契約書作成の要否 要 (4)支払条件 毎月後払とし、詳細は入札仕様書によるものとする。 (5)この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約とし、電力の供給は当該契約に係る予算の成立を条件とする。</p>
<p>12 入札上の注意</p>	<p>(入札の基本的事項) 入札者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。 (公正な入札の確保) 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。 (入札金額の記入方法) 入札書は、消費税抜きの金額を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額とします。 (入札書の金額の数字) 入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入してください。 (入札書の記載事項の訂正) 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。 (入札の辞退) 郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出すること。 2 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。 (入札執行回数) 入札執行回数は、3回以内とします。</p>

12 入札上の注意
つづき

(入札書等の提出方法)

当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、大和郡山市が指定する記載方法の封筒へ封入し、令和6年4月1日(月)午前10時までに書留郵便(簡易書留可)による郵送または持参すること。

2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(無効の郵便入札)

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

- (1) 市長が定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印のない入札
- (3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (5) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札
- (6) 入札書以外のもの(金額の透視を防ぐために使用される紙等を除く)が同封された入札
- (7) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (8) その他、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

1 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。
2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人が、くじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の午前10時までに電子メールで申し込みをすること。

(入札の延期、中止及び取消し)

郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。

(落札者の決定)

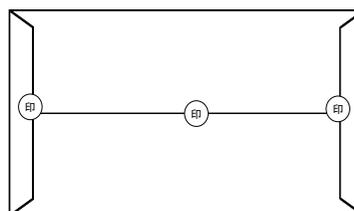
予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載します。なお、落札者がいない場合は最低価格提示業者と協議します。

13 入札上書の提出について

1 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、割印を押印のうえ提出してください。

書留 郵便相当 額の切手	〒 639-1007 奈良県大和郡山市南郡山町529番地1 大和郡山市中央公民館 大和郡山市長 上田 清 様																
書留																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">条件付一般競争入札 入札書在中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札件名</td> <td>大和郡山市管理施設(公民館)電力供給</td> </tr> <tr> <td>委託場所</td> <td>大和郡山市南郡山町内他</td> </tr> <tr> <td>開札年月日</td> <td>令和6年4月1日(月) 11:20</td> </tr> <tr> <td>商号</td> <td>株式会社 ●●●●</td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td>代表取締役 ■■■■</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>連絡先電話番号</td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td>▲▲ ▲▲</td> </tr> </tbody> </table>		条件付一般競争入札 入札書在中		入札件名	大和郡山市管理施設(公民館)電力供給	委託場所	大和郡山市南郡山町内他	開札年月日	令和6年4月1日(月) 11:20	商号	株式会社 ●●●●	代表者名	代表取締役 ■■■■	連絡先	連絡先電話番号	担当者名	▲▲ ▲▲
条件付一般競争入札 入札書在中																	
入札件名	大和郡山市管理施設(公民館)電力供給																
委託場所	大和郡山市南郡山町内他																
開札年月日	令和6年4月1日(月) 11:20																
商号	株式会社 ●●●●																
代表者名	代表取締役 ■■■■																
連絡先	連絡先電話番号																
担当者名	▲▲ ▲▲																



※
中の記載金額が、透けて見えないように
封入してください。

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1007
 奈良県大和郡山市南郡山町529番地1
 大和郡山市中央公民館
 大和郡山市長 上田 清 様

条件付一般競争入札 入札書在中

入札件名	大和郡山市管理施設(公民館)電力供給
委託場所	大和郡山市南郡山町内他
開札年月日	令和6年4月1日 (月) 11:20
商号	
代表者名	
連絡先	
担当者名	

2 入札書の記載方法
 別添の入札書様式をご利用ください。

入 札 書

1. 件名 このセルへの入力不要です。自動計算します。 平成 年 月 日
 2. 供給場所 大和郡山市南郡山町地内他 所在 ○○県△△市○○町□□番地□
 3. 入札金額 ¥18,078,884 商号 ○○電気株式会社 印
 税率 8% 代表者 代表取締役 郡山 太郎 代表者印 印
 大和郡山市長 上田 清 様

実際に作成した日付を記載して下さい。

基本料金単価 (円/kw)	電力量料金単価	
	夏季 (円/kwh)	平日 15.94
1605	休日 15.94	
	その他季節 (円/kwh)	平日 14.97
	休日 14.97	

着色されたセル5箇所へ数字を入力してください。
 (入力されている単価は記入例であり、予定価格ではありません。)
 単価はすべて税抜で入力し、小数第2位までとします。

会社の所在・商号・代表者名を記入して押印して下さい。

提示単価はすべて消費税抜き金額を入力

施設名	施設別入札内訳額	契約電力	予定使用電力量
(1) 大和郡山市中央公民館	¥4,630,749	91kw	191,500kwh
(2) 大和郡山市南部公民館	この表への入力不要です。自動計算します。	83kw	134,700kwh
(3) 大和郡山市昭和地区公民館	¥1,754,807	59kw	46,400kwh
(4) 大和郡山市片桐地区公民館	¥3,918,012	93kw	144,500kwh
(5) 大和郡山市治道地区公民館	¥1,592,707	51kw	44,700kwh
(6) 大和郡山市平和地区公民館	¥2,590,235	66kw	91,000kwh
合計	¥18,078,884	443kw	652,800kwh

上記は記入例のため、入力されている数値(金額)は予定価格ではありません。
 入札書作成用のエクセルファイルは電子メールで送信いたします
 入札書作成用のエクセルファイルの2ページ目以降の内訳書は提出不要です。

大和郡山市管理施設（公民館）電力供給 仕様書

1. 概要

当仕様書は、大和郡山市が管理する下記の施設の電力供給及び入札単価についての仕様を定めるものである。

- (1) 大和郡山市中央公民館
- (2) 大和郡山市南部公民館
- (3) 大和郡山市昭和地区公民館
- (4) 大和郡山市片桐地区公民館
- (5) 大和郡山市治道地区公民館
- (6) 大和郡山市平和地区公民館

2. 各施設共通事項

- (1) 契約種別 (基本料金単価・電力量単価による) 単価契約

- (2) 契約期間 (供給期間)

令和 6 年 6 月 1 日 0 時から令和 9 年 5 月 31 日 24 時まで (36 か月間)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 により長期継続契約とする。

電力の供給は当該契約に係る予算の成立を条件とする。

- (3) 検針日及び計量

各月の計量日は、毎月末日の 24 時とし、計量期間は各月 1 日の 0 時から計量

日の 24 時までとし、計量は各施設の計量器により記録された値によるものとする。

- (4) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

また電力量料金単価設定する際の区分については、必要に応じて次の定義に従うものとする。

- ・夏季 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間
- ・その他季 夏季以外の期間
- ・休日 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日
- ・平日 休日以外の日

- (5) 電気料金の支払日

請求日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、(6) の請求方法で施設ごとに請求書を発行する場合で、その施設ごとに請求書を送付する場合は、検針日より 21 日以内に支払うものとする。

(6) 請求方法

請求額は各施設の基本料金、電力量料金、燃料調整額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課に各々消費税を含んだ価格を標記した、各施設ごとの請求書を作成してください。

これによりがたい場合は、各施設の基本料金、電力量料金、その他燃料調整額、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金に各々消費税を含んだ価格を標記の上、各施設の請求額を合算した金額での請求も可能とします。

(7) 需給地点

各需用場所における構内第1柱上に当市が施設した開閉器の電源接続点とする。ただし、大和郡山市中央公民館および大和郡山市片桐地区公民館は、関西電力柱上に施設した気中開閉器の負荷側とする。

(8) 電気工作物の財産分界点

各需用場所における構内第1柱上に当市が施設した開閉器の電源接続点とする。ただし、大和郡山市中央公民館および大和郡山市片桐地区公民館は、関西電力柱上に施設した気中開閉器の負荷側とする。

(9) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

(10) その他

ア 力率は契約期間中100%を保持する予定しているため、力率割引を実施すること。

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷施設は特に有していない。

ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、各施設のある地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお入札価格の算定にあたっては、力率が100%、燃料調整額及び太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

エ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

① 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

② 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

③ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

④ 消費税額及び地方消費税の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

ア 契約期間中に関西電力㈱の約款による各単価改定があった場合であっても、当該入札結果による契約単価の変更は出来ません。ただし、消費税率の改定や新たな賦課金が法律により施行されることとなった場合はこの限りではありません。

3. 施設別仕様

(1) 大和郡山市中央公民館

ア 設備の種別等

- ① 需用場所 大和郡山市南郡山町529番地1
- ② 業種及び用途 官公署（公民館）
- ③ 供給電気方式 交流3相3線式
- ④ 供給電圧（標準電圧） 6,600ボルト
- ⑤ 計量電圧 6,600ボルト
- ⑥ 標準周波数 60ヘルツ
- ⑦ 供給方式 交流3相3線式 1回線受電
- ⑧ 蓄熱式負荷設備の有無 無

イ 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力 常備電力 118kw
予備電力 なし

ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- ② 予定使用電力量 248,500kwh

入札価格の算定にあたっては、「契約電力」および「予定使用電力量」により1年間の金額を算定すること。

（月別の予定使用電力量は、別表1（1）のとおり

- ③ 最大需要電力実績《参考》 別表2（1）のとおり
- ④ 使用電力量実績《参考》 別表2（1）のとおり

(2) 大和郡山市南部公民館

ア 設備の種別等

- ① 需用場所 大和郡山市筒井町600番地4

- ② 業種及び用途 官公署（公民館）
- ③ 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- ④ 供給電圧（標準電圧） 6,600 ボルト
- ⑤ 計量電圧 6,600 ボルト
- ⑥ 標準周波数 60 ヘルツ
- ⑦ 供給方式 交流 3 相 3 線式 1 回線受電
- ⑧ 蓄熱式負荷設備の有無 無

イ 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力 常備電力 76kw
予備電力 なし

ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- ② 予定使用電力量 124,800kwh

入札価格の算定にあたっては、「契約電力」および「予定使用電力量」により 1 年間の金額を算定すること。

（月別の予定使用電力量は、別表 1（2）のとおり

- ③ 最大需要電力実績《参考》 別表 2（2）のとおり
- ④ 使用電力量実績《参考》 別表 2（2）のとおり

(3) 大和郡山市昭和地区公民館

ア 設備の種別等

- ① 需用場所 大和郡山市馬司町 3 3 1 番地 5 6
- ② 業種及び用途 官公署（公民館）
- ③ 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- ④ 供給電圧（標準電圧） 6,600 ボルト
- ⑤ 計量電圧 6,600 ボルト
- ⑥ 標準周波数 60 ヘルツ
- ⑦ 供給方式 交流 3 相 3 線式 1 回線受電
- ⑧ 蓄熱式負荷設備の有無 無

イ 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力 常備電力 47kw
予備電力 なし

ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力

のうち、いずれか大きい値とする。

② 予定使用電力量 36,100kwh

入札価格の算定にあたっては、「契約電力」および「予定使用電力量」により1年間の金額を算定すること。

(月別の予定使用電力量は、別表1(3)のとおり)

③ 最大需要電力実績<参考> 別表2(3)のとおり

④ 使用電力量実績<参考> 別表2(3)のとおり

(4) 大和郡山市片桐地区公民館

ア 設備の種別等

① 需用場所 大和郡山市小泉町105番1

② 業種及び用途 官公署(公民館)

③ 供給電気方式 交流3相3線式

④ 供給電圧(標準電圧) 6,600ボルト

⑤ 計量電圧 6,600ボルト

⑥ 標準周波数 60ヘルツ

⑦ 供給方式 交流3相3線式 1回線受電

⑧ 蓄熱式負荷設備の有無 無

イ 契約電力及び予定使用電力量

① 契約電力 常備電力 97kw

予備電力 なし

ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

② 予定使用電力量 123,400kwh

入札価格の算定にあたっては、「契約電力」および「予定使用電力量」により1年間の金額を算定すること。

(月別の予定使用電力量は、別表1(4)のとおり)

③ 最大需要電力実績<参考> 別表2(4)のとおり

④ 使用電力量実績<参考> 別表2(4)のとおり

(5) 大和郡山市治道地区公民館

ア 設備の種別等

① 需用場所 大和郡山市横田町261番地1

② 業種及び用途 官公署(公民館)

- ③ 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- ④ 供給電圧 (標準電圧) 6,600 ボルト
- ⑤ 計量電圧 6,600 ボルト
- ⑥ 標準周波数 60 ヘルツ
- ⑦ 供給方式 交流 3 相 3 線式 1 回線受電
- ⑧ 蓄熱式負荷設備の有無 無

イ 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力 常備電力 55kw
予備電力 なし

ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- ② 予定使用電力量 51,000kwh

入札価格の算定にあたっては、「契約電力」および「予定使用電力量」により 1 年間の金額を算定すること。

(月別の予定使用電力量は、別表 1 (5) のとおり)

- ③ 最大需要電力実績<参考> 別表 2 (5) のとおり
- ④ 使用電力量実績<参考> 別表 2 (5) のとおり

(6) 大和郡山市平和地区公民館

ア 設備の種別等

- ① 需用場所 大和郡山市若槻町 4 番地 4
- ② 業種及び用途 官公署 (公民館)
- ③ 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- ④ 供給電圧 (標準電圧) 6,600 ボルト
- ⑤ 計量電圧 6,600 ボルト
- ⑥ 標準周波数 60 ヘルツ
- ⑦ 供給方式 交流 3 相 3 線式 1 回線受電
- ⑧ 蓄熱式負荷設備の有無 無

イ 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力 常備電力 51kw
予備電力 なし

ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

② 予定使用電力量 68,800kwh

入札価格の算定にあたっては、「契約電力」および「予定使用電力量」により1年間の金額を算定すること。

(月別の予定使用電力量は、別表1(6)のとおり)

③ 最大需要電力実績<参考> 別表2(6)のとおり

④ 使用電力量実績<参考> 別表2(6)のとおり

(1)大和郡山市中央公民館

年月	単価区分	期間	契約電力	予定電力量(kwh)
令和6年2月	その他季	2/1 ~ 2/29	118	21,000
令和6年3月	その他季	3/1 ~ 3/31	118	19,300
令和6年4月	その他季	4/1 ~ 4/30	118	17,500
令和6年5月	その他季	5/1 ~ 5/31	118	15,200
令和6年6月	その他季	6/1 ~ 6/30	118	18,800
令和6年7月	夏季	7/1 ~ 7/31	118	24,100
令和6年8月	夏季	8/1 ~ 8/31	118	23,100
令和6年9月	夏季	9/1 ~ 9/30	118	22,500
令和6年10月	その他季	10/1 ~ 10/31	118	17,800
令和6年11月	その他季	11/1 ~ 11/30	118	21,500
令和6年12月	その他季	12/1 ~ 12/31	118	23,700
令和7年1月	その他季	1/1 ~ 1/31	118	24,000
合計				248,500

(2)大和郡山市南部公民館

年月	単価区分	期間	最大需要電力 デマンド(kw)	電力量(Kwh)
令和6年2月	その他季	2/1 ~ 2/29	76	10,500
令和6年3月	その他季	3/1 ~ 3/31	76	9,400
令和6年4月	その他季	4/1 ~ 4/30	76	6,400
令和6年5月	その他季	5/1 ~ 5/31	76	5,600
令和6年6月	その他季	6/1 ~ 6/30	76	12,200
令和6年7月	夏季	7/1 ~ 7/31	76	15,500
令和6年8月	夏季	8/1 ~ 8/31	76	15,400
令和6年9月	夏季	9/1 ~ 9/30	76	14,800
令和6年10月	その他季	10/1 ~ 10/31	76	6,300
令和6年11月	その他季	11/1 ~ 11/30	76	7,400
令和6年12月	その他季	12/1 ~ 12/31	76	10,300
令和7年1月	その他季	1/1 ~ 1/31	76	11,000
合計				124,800

(3)大和郡山市昭和地区公民館

年月	単価区分	期間	最大需要電力 デマンド(kw)	電力量(Kwh)
令和6年2月	その他季	2/1 ~ 2/29	47	4,400
令和6年3月	その他季	3/1 ~ 3/31	47	3,100
令和6年4月	その他季	4/1 ~ 4/30	47	2,400
令和6年5月	その他季	5/1 ~ 5/31	47	1,800
令和6年6月	その他季	6/1 ~ 6/30	47	1,900
令和6年7月	夏季	7/1 ~ 7/31	47	3,300
令和6年8月	夏季	8/1 ~ 8/31	47	3,300
令和6年9月	夏季	9/1 ~ 9/30	47	2,900
令和6年10月	その他季	10/1 ~ 10/31	47	1,900
令和6年11月	その他季	11/1 ~ 11/30	47	2,600
令和6年12月	その他季	12/1 ~ 12/31	47	3,900
令和7年1月	その他季	1/1 ~ 1/31	47	4,600
合計				36,100

(4)大和郡山市片桐地区公民館

年月	単価区分	期間	最大需要電力 デマンド(kw)	電力量(Kwh)
令和6年2月	その他季	2/1 ~ 2/29	97	10,500
令和6年3月	その他季	3/1 ~ 3/31	97	7,800
令和6年4月	その他季	4/1 ~ 4/30	97	5,600
令和6年5月	その他季	5/1 ~ 5/31	97	6,200
令和6年6月	その他季	6/1 ~ 6/30	97	10,600
令和6年7月	夏季	7/1 ~ 7/31	97	15,300
令和6年8月	夏季	8/1 ~ 8/31	97	16,200
令和6年9月	夏季	9/1 ~ 9/30	97	15,000
令和6年10月	その他季	10/1 ~ 10/31	97	7,300
令和6年11月	その他季	11/1 ~ 11/30	97	8,300
令和6年12月	その他季	12/1 ~ 12/31	97	9,900
令和7年1月	その他季	1/1 ~ 1/31	97	10,700
合計				123,400

(5)大和郡山市治道地区公民館

年月	単価区分	期間	最大需要電力 デマンド(kw)	電力量(Kwh)
令和6年2月	その他季	2/1 ~ 2/29	55	4,900
令和6年3月	その他季	3/1 ~ 3/31	55	4,100
令和6年4月	その他季	4/1 ~ 4/30	55	3,200
令和6年5月	その他季	5/1 ~ 5/31	55	3,000
令和6年6月	その他季	6/1 ~ 6/30	55	3,600
令和6年7月	夏季	7/1 ~ 7/31	55	4,700
令和6年8月	夏季	8/1 ~ 8/31	55	6,400
令和6年9月	夏季	9/1 ~ 9/30	55	4,600
令和6年10月	その他季	10/1 ~ 10/31	55	3,400
令和6年11月	その他季	11/1 ~ 11/30	55	3,700
令和6年12月	その他季	12/1 ~ 12/31	55	4,500
令和7年1月	その他季	1/1 ~ 1/31	55	4,900
合計				51,000

(6)大和郡山市平和地区公民館

年月	単価区分	期間	最大需要電力 デマンド(kw)	電力量(Kwh)
令和6年2月	その他季	2/1 ~ 2/29	51	6,800
令和6年3月	その他季	3/1 ~ 3/31	51	5,200
令和6年4月	その他季	4/1 ~ 4/30	51	4,300
令和6年5月	その他季	5/1 ~ 5/31	51	4,400
令和6年6月	その他季	6/1 ~ 6/30	51	4,800
令和6年7月	夏季	7/1 ~ 7/31	51	6,500
令和6年8月	夏季	8/1 ~ 8/31	51	6,900
令和6年9月	夏季	9/1 ~ 9/30	51	6,600
令和6年10月	その他季	10/1 ~ 10/31	51	5,100
令和6年11月	その他季	11/1 ~ 11/30	51	5,500
令和6年12月	その他季	12/1 ~ 12/31	51	6,100
令和7年1月	その他季	1/1 ~ 1/31	51	6,600
合計				68,800

(1)大和郡山市中央公民館

年月	単価区分	期間	最大需要電力 デマンド(kw)	使用電力量(Kwh)
令和5年2月	その他季	2/1 ~ 2/28	109	20,963
令和5年3月	その他季	3/1 ~ 3/31	98	19,228
令和5年4月	その他季	4/1 ~ 4/30	75	17,497
令和5年5月	その他季	5/1 ~ 5/31	73	15,149
令和5年6月	その他季	6/1 ~ 6/30	72	18,774
令和5年7月	夏季	7/1 ~ 7/31	85	24,064
令和5年8月	夏季	8/1 ~ 8/31	102	23,084
令和5年9月	夏季	9/1 ~ 9/30	105	22,479
令和5年10月	その他季	10/1 ~ 10/31	118	17,762
令和5年11月	その他季	11/1 ~ 11/30	91	21,417
令和5年12月	その他季	12/1 ~ 12/31	101	23,652
令和6年1月	その他季	1/1 ~ 1/31	113	23,936

(2)大和郡山市南部公民館

年月	単価区分	期間	最大需要電力 デマンド(kw)	電力量(Kwh)
令和5年2月	その他季	2/1 ~ 2/28	63	10,411
令和5年3月	その他季	3/1 ~ 3/31	58	9,397
令和5年4月	その他季	4/1 ~ 4/30	60	6,391
令和5年5月	その他季	5/1 ~ 5/31	58	5,516
令和5年6月	その他季	6/1 ~ 6/30	57	12,151
令和5年7月	夏季	7/1 ~ 7/31	65	15,483
令和5年8月	夏季	8/1 ~ 8/31	74	15,370
令和5年9月	夏季	9/1 ~ 9/30	71	14,720
令和5年10月	その他季	10/1 ~ 10/31	70	6,203
令和5年11月	その他季	11/1 ~ 11/30	57	7,372
令和5年12月	その他季	12/1 ~ 12/31	54	10,220
令和6年1月	その他季	1/1 ~ 1/31	76	10,909

(3)大和郡山市昭和地区公民館

年月	単価区分	期間	最大需要電力 デマンド(kw)	電力量(Kwh)
令和5年2月	その他季	2/1 ~ 2/28	44	4,377
令和5年3月	その他季	3/1 ~ 3/31	47	3,009
令和5年4月	その他季	4/1 ~ 4/30	34	2,393
令和5年5月	その他季	5/1 ~ 5/31	29	1,783
令和5年6月	その他季	6/1 ~ 6/30	13	1,839
令和5年7月	夏季	7/1 ~ 7/31	11	3,285
令和5年8月	夏季	8/1 ~ 8/31	29	3,259
令和5年9月	夏季	9/1 ~ 9/30	31	2,814
令和5年10月	その他季	10/1 ~ 10/31	29	1,894
令和5年11月	その他季	11/1 ~ 11/30	14	2,511
令和5年12月	その他季	12/1 ~ 12/31	29	3,804
令和6年1月	その他季	1/1 ~ 1/31	39	4,561

(4)大和郡山市片桐地区公民館

年月	単価区分	期間	最大需要電力 デマンド(kw)	電力量(Kwh)
令和5年2月	その他季	2/1 ~ 2/28	75	10,422
令和5年3月	その他季	3/1 ~ 3/31	69	7,720
令和5年4月	その他季	4/1 ~ 4/30	60	5,583
令和5年5月	その他季	5/1 ~ 5/31	33	6,198
令和5年6月	その他季	6/1 ~ 6/30	56	10,519
令和5年7月	夏季	7/1 ~ 7/31	69	15,210
令和5年8月	夏季	8/1 ~ 8/31	84	16,155
令和5年9月	夏季	9/1 ~ 9/30	88	14,918
令和5年10月	その他季	10/1 ~ 10/31	97	7,225
令和5年11月	その他季	11/1 ~ 11/30	60	8,270
令和5年12月	その他季	12/1 ~ 12/31	58	9,866
令和6年1月	その他季	1/1 ~ 1/31	58	10,648

(5)大和郡山市治道地区公民館

年月	単価区分	期間	最大需要電力 デマンド(kw)	電力量(Kwh)
令和5年2月	その他季	2/1 ~ 2/28	51	4,847
令和5年3月	その他季	3/1 ~ 3/31	55	4,056
令和5年4月	その他季	4/1 ~ 4/30	38	3,160
令和5年5月	その他季	5/1 ~ 5/31	23	2,919
令和5年6月	その他季	6/1 ~ 6/30	15	3,519
令和5年7月	夏季	7/1 ~ 7/31	28	4,658
令和5年8月	夏季	8/1 ~ 8/31	44	6,337
令和5年9月	夏季	9/1 ~ 9/30	55	4,553
令和5年10月	その他季	10/1 ~ 10/31	47	3,369
令和5年11月	その他季	11/1 ~ 11/30	16	3,607
令和5年12月	その他季	12/1 ~ 12/31	26	4,424
令和6年1月	その他季	1/1 ~ 1/31	38	4,853

(6)大和郡山市平和地区公民館

年月	単価区分	期間	最大需要電力 デマンド(kw)	電力量(Kwh)
令和5年2月	その他季	2/1 ~ 2/28	31	6,790
令和5年3月	その他季	3/1 ~ 3/31	51	5,164
令和5年4月	その他季	4/1 ~ 4/30	42	4,296
令和5年5月	その他季	5/1 ~ 5/31	34	4,331
令和5年6月	その他季	6/1 ~ 6/30	25	4,708
令和5年7月	夏季	7/1 ~ 7/31	25	6,406
令和5年8月	夏季	8/1 ~ 8/31	29	6,880
令和5年9月	夏季	9/1 ~ 9/30	45	6,543
令和5年10月	その他季	10/1 ~ 10/31	47	5,055
令和5年11月	その他季	11/1 ~ 11/30	43	5,475
令和5年12月	その他季	12/1 ~ 12/31	34	6,054
令和6年1月	その他季	1/1 ~ 1/31	41	6,578